

東葛西小学校いじめ防止基本方針

本校の基本方針は、「弱い者をいじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許されない」という考えの下、また、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との基本認識に立ち、東葛西小学校の全児童が、豊かな人間関係の中で明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていかなければならない。いじめの防止（未然防止）・いじめの早期発見に取組み、いじめがあった場合は、東葛西小学校として策定した「いじめ防止基本方針」（第13条学校いじめ防止基本方針）に基づいて対応していく。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、

[「いじめ防止対策推進法」（第2条）]より

第2条この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

これらのいじめの定義を受け、いじめ防止のための基本姿勢として下記のポイントをあげる。

- 「いじめをしない、させない、許さない」という雰囲気をつくる。
- 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念の下、教職員の人権感覚を高める。
- いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- 保護者・地域そして関係諸機関との連携を深め、一体となっていじめ問題に対応する。

2 いじめを未然に防止するための取組(第15条、第18条)

いじめを未然に防止するためには、様々な行事等を通して、児童一人一人が認められ、互いに思いやれる関係づくりに全校を挙げて取組まなければならない。また、一人一人を大切に授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めなければならない。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めなければならない。

[児童に対して]

- ・児童が、自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ・一人一人を大切に授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるよう様々な機会を通して指導していく。

- ・いじめを見て見ぬふりをするのは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。

[教職員]

- ・学級で問題が発生したらすぐに管理職に報告し、「いじめ対策委員会」を設置し対応策を協議し、学年を中心に対応する。その後、夕会等で全職員に周知をする。児童の生活指導上の問題を職員全体で共通理解し、いじめ防止、早期発見、早期解決に努める。
- ・月に一度、「特別支援委員会」を開き、共通理解の元、個別指導が必要な児童やいじめの疑いがある児童がいれば支援にあたる。
- ・日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、様々な場面において児童に示す。
- ・児童一人一人が自己実現を図れるように、子供が主役の学級経営に努める。
- ・思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・児童や保護者からの訴えには、親身になって聞こうとする姿勢をもつ。
- ・いじめについての理解(構造・発見法・対処法等)を深め、人権感覚を磨き自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かす。
- ・一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や学年等への協力を求め、組織的な対応を心掛ける。
- ・いじめの認知に関する考え方をまとめた資料を全ての教職員に配付するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図る。

[学校]

- ・全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さない」という土壌をつくる。
- ・年3回ふれあい月間を実施し、いじめ防止に努める。

6月 あいさつの花をさかせよう(あいさつの輪を広げる活動)

11月 クジャクの羽根を広げよう(友達の頑張りを認めていく活動)

2月 ももの花をさかせよう(友達から言われてうれしい言葉を探す活動)

- ・学年ごとに「朝のあいさつ運動」を行う。児童同士の関わり合いや声の掛け合いを通していじめ防止につながっていく。
- ・いじめが発見された場合は、解消に努め、いじめについての理解を深め実践力の向上に努める。
- ・校長が、全校朝会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間としての基本と、いじめに気付いた時は、「止めたり、他の者に知らせたり」する等、人としての在り方を児童にわからせる。
- ・スクールカウンセラーは、校内の子供の様子を見取り、担任とこまめに情報交換を行う。また、いつでも、誰にでも相談できる体制の構築に努める。
- ・いじめ問題に関する取組の多様化を図り、代表委員会等の児童自身の手による取組を促す。
- ・異学年交流(兄弟学年との休み時間の遊び)を通して他学年との関わりを意図的にもたせる。その際に高学年が低学年の子供に配慮したり、低学年の子供が高学年から社会性を学んだりしながら豊かな人間関係を築いていけるように促す。
- ・「特別の教科道徳」の学習において、いじめについて深く考えさせ、いじめ防止に努める。

[保護者・地域に対して]

- ・児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝える。
- ・いじめ問題に関する情報を発信する。（学校便り、学校HP、道徳授業地区公開講座等）
- ・全学級1、2学期中に個人面談を行うことで家庭との関係を密にしていこう努める。
- ・欠席した児童がいた場合、欠席理由の確認を行う。また欠席が続く児童がいた場合は、家庭に電話連絡を入れる。児童の変化を感じた場合は家庭訪問をし、いじめの早期発見、対応に努める。
- ・田植え、稲刈り、海苔すきなどの体験学習を通して地域とかかわり豊かな心を育てる。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 教員の取組

- ・「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有する。
- ・毎週の「生活指導連絡会」で生活指導に関する児童の連絡を共通理解する場を設定し、いじめ等の連絡があれば教職員全体で対応するように努める。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聞き解決に努める。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、特別支援委員会など組織として対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも指導する。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。

(2) 保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

・いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は、校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、該当学年主任、該当学級担任で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

5 教育委員会等との連携について

いじめを確認した場合は、江戸川区教育委員会に報告するとともに、状況によって「重大事態」と考えられる場合は、「いじめ防止対策推進法」に則して、緊急生活指導部会を開くとともに、江戸川区教育委員会に指導・助言を求め組織的に対応していく。